

令和2年3月1日

催事主催者様

施設利用の利用日変更(日程延期)を行う場合の変更期限について

(公財)アクロス福岡  
施設サービスグループ

拝啓 このたびはアクロス福岡をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
施設利用の利用日変更(日程延期)を行う場合の変更期限等について、国の新型コロナウイルス感染対策、イベント等開催に関する要請を踏まえ、下記のとおりさせていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

敬具

## 記

### 1. 取扱い内容

利用日変更(日程延期)理由が、新型コロナウイルス感染拡大防止の場合は下記「本件取扱い」とします。

施設名	現行取扱い	本件取扱い
大会議室、会議室、練習室	ご利用日の前日(18時)迄の申請で1回に限り日程変更可能	ご利用日の前日(18時)迄の申請で既に1回変更されているものでも、 <u>もう1回に限り日程変更(延期)可能。</u>
福岡シンフォニーホール、イベントホール、国際会議場、円形ホール、交流ギャラリー、セミナー室	ご利用日の60日前迄の申請で1回に限り日程変更可能	ご利用日の3日前迄の変更申請で日程(延期)変更可能。 既に1回日程変更されているものでも、 <u>もう1回に限り日程変更(延期)可能。*</u>

※日程変更(日程延期)は同一施設間に限ります。

※日程変更(日程延期)には、変更先の日程を確定していただく必要があります。

※今回特例措置により日程変更(延期)された場合、再度の日程変更は通常の日程変更規程が適用されます。

### 2. 対象期間 (申込みいただいているご利用日)

令和2年3月21日(土)から令和2年4月30日(木)

※なお、令和2年2月21日から3月20日のご予約については、別途取消料金減免措置がございますので、そちらをご利用ください。

以上

本件に関するお問合せ先  
(公財)アクロス福岡 施設サービスグループ  
担当：寺田・増田